

## 告 示

### 埼玉県告示第五百九十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

生鮮市場TOP川越店

埼玉県川越市大字小室三百八十五―一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

駐車場減少に伴い、来店者の車両が水上公園通りに滞留しないよう対策を行うこと。

#### 二 縦覧期間

平成二十八年四月二十六日から平成二十八年五月二十六日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター